

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程（平成19年4月1日規程第19号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年2月24日

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

記

1 入札執行者

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

2 担当部署

〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52 番 1 号

静岡県立大学事務局総務部施設室

電話番号 054-264-5105

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

施第 2002 号

(2) 業務名

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス用地管理業務

(3) 業務場所

静岡市駿河区谷田 地内ほか

(4) 業務概要

静岡県立大学草薙キャンパスの敷地及び教職員住宅の敷地内の用地管理業務

(5) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (5) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。
 - (6) 静岡県における静岡県建設工事競争入札参加資格の造園工事に係る資格を有する者であること。
 - (7) 建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所が静岡市内にある者であること。
 - (8) 総合評定値通知書の総合評定値が700点以上であること。
 - (9) 一級又は二級造園施工管理技士を1人以上配置できること。
- 5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法
- (1) 配布期間
公告日から令和8年3月6日（金）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで
 - (2) 配布方法
ア 静岡県立大学公式ホームページ内の「入札情報」ページに掲示する。
イ WordやExcelデータを希望する場合は、上記2の場所にて直接配布する。
- 6 入札参加資格確認申請書等の提出
- 本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。
- (1) 提出期間
公告日から令和8年3月6日（金）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで
 - (2) 提出書類
ア 入札参加資格確認申請書
イ 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの）の写し
ウ 上記4(9)を証明するための書類（造園施工管理技士に係る一級又は二級技術検定合格証明書の写し及び3ヵ月以上の雇用を証明できるもの）
エ 返信先を明記した長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手460円分貼付のこと）
 - (3) 提出場所
上記2に同じ
- 7 入札手続等
- (1) 入札執行日時
令和8年3月23日（月）午前11時
 - (2) 入札執行場所
静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県立大学一般教育棟2階 2216講義室
なお、郵送又は電送による入札は認めない。
 - (3) 入札保証金及び契約保証金
免除
 - (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
ア 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
イ 入札参加資格確認申請書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札
ウ 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
エ その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者が行った入札
 - (5) 落札者の決定方法
予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否
要

8 その他

- (1) この公告に掲げる入札は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、静岡県立大学事務局総務部施設室（電話番号054-264-5105）とする。
- (4) 現場説明会は実施しない。
- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 静岡県立大学のホームページに掲載されている「静岡県公立大学法人 競争契約入札心得」を遵守すること。<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/>

入札説明書

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス用地管理業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年2月24日

2 入札執行者 静岡県立大学法人理事長 今井 康之

3 担当部署 〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52 番 1 号
静岡県立大学事務局総務部施設室
電話番号 054-264-5105

4 業務委託内容等

(1) 入札番号 施第 2002 号

(2) 業務名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス用地管理業務

(3) 業務場所 静岡市駿河区谷田 地内ほか

(4) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 業務概要 静岡県立大学草薙キャンパスの敷地及び教職員住宅の敷地内の用地管理

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 静岡県立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(5) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。

(6) 静岡県における静岡県建設工事競争入札参加資格の造園工事に係る資格を有する者であること。

- (7) 建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所が静岡市内にある者であること。
- (8) 総合評定値通知書の総合評定値が700点以上であること。
- (9) 一級又は二級造園施工管理技士を1人以上配置できること。

6 入札参加資格確認等

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成の上、提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 公告日から令和8年3月6日（金）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出先 上記3に同じ

ウ その他 申請書及び資料は、長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手460円貼付）を併せて申込先に持参することとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月10日（火）までに郵送する。

- (3) 申請書は、様式第1号により作成すること。

- (4) 資料は次によるものとする。

ア 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの）の写し

イ 上記5(9)を証明するための書類（造園施工管理技士に係る一級又は二級技術検定合格証明書の写し及び3ヵ月以上の雇用を証明できるもの）

- (5) その他

ア 申請書、資料の作成及び申込みに係る費用は提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年3月17日（火）（ただし、土曜日及び日曜日は除く）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。

- (3) 入札執行者は説明を求められたときは、令和8年3月19日（木）までに郵送により、説明を求めた者に対して書面で回答する。

- (4) (2)の書面の提出先は上記3に同じとする。

8 設計書、仕様書及び入札書等の配布

設計書及び仕様書（以下「設計図書」という。）並びに入札説明書等の配布を次のとおり行う。

- (1) 配布期間 公告日から令和8年3月6日（金）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

11 開札

開札は入札の終了後、直ちに当該場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない静岡県公立大学法人職員を立ち合わせて行う。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札参加資格確認申請書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者が行った入札

13 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

14 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

15 入札保証金及び契約保証金

免除

16 契約書作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

17 支払条件

4回（7月、10月、翌年1月及び翌年4月）に分割して各月の末日に支払うものとする。

18 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、契約書案、仕様書及び入札心得を熟読の上、入札心得を遵守すること。

様式第1号

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の業務に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 令和8年2月24日
- 2 件名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス用地管理業務
- 3 場所 静岡市駿河区谷田 地内ほか

(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

入 札 書 (第 回)

- 1 入札番号 施第2002号
- 2 件 名 令和8年度
静岡県立大学草薙キャンパス用地管理業務
- 3 場 所 静岡市駿河区谷田 地内ほか

上記の業務を下記の金額で請け負いたく申し込みます。

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
入札金額										(税抜)

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人 理事長 様

住 所
商号又は名称
氏 名 印

代 理 人
氏 名 印

委 任 状

代理人の印

下記業務につき

を

代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

1 入 札 番 号

施第2002号

2 件 名

令和8年度
静岡県立大学草薙キャンパス用地管理業務

3 場 所

静岡市駿河区谷田 地内ほか

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

印

静岡県立大学草薙キャンパス用地管理業務委託契約書 (案)

静岡県立公立大学法人（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。)
との間に、次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 業務名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス用地管理業務
- (2) 業務場所 静岡市駿河区谷田 地内ほか
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務内容 別添の静岡県立大学草薙キャンパス用地管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり

(注意義務)

第2条 乙は、関係諸法令及び甲が定めた仕様書その他関係諸規則を遵守し、委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

(申出義務)

第3条 乙は、甲の定める仕様書の中に不適当な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲の不利となるような事情が生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

(委託費及び支払方法)

第4条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た金額とする。

3 月毎の委託費の額は、別紙「月別委託費支払内訳書」によるものとする。

4 第1項の委託費は、別紙「月別委託費支払内訳書」に基づく乙の請求により、4回（7月、10月、翌年1月及び翌年4月）に分割して各月の末日に支払うものとする。ただし、支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日に支払うものとする。

(契約の変更)

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (8) この契約締結後の事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲または乙は、正当な理由により2月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償責任）

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（委託業務実施計画書の提出）

第9条 乙は、委託業務の実施について、この契約締結後直ちに委託業務実施計画書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

(処理状況の報告等)

第10条 乙は、毎日の委託業務の実施後、作業日報を作成し甲に提出しなければならない。

2 乙は、委託業務完了後、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(現場責任者)

第11条 乙は、業務代理人及び主任技術者を定め、書面によりその氏名、経歴等を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 業務代理人は、委託業務に精通する者でなければならない。

3 主任技術者は、委託業務に関し十分な経験及び資格を有する者でなければならない。

4 業務代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。

(法令上の責任)

第12条 乙は、委託業務の処理に当たり乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令によるすべての責任を負うものとする。

(職務規律の保持)

第13条 乙は、委託業務に従事する乙の従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

2 乙は、乙の定める制服を着用させ氏名を明示し、乙の従業員であることを明確にするものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び大学の事務のうち一般に公表されていない事項を第三者に漏らしてはならない。

(臨機の措置)

第15条 乙は、委託業務の実施上緊急やむを得ないときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 乙は、前項の措置を執ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

3 甲は、特に必要と認めるときは、乙に対して所要の措置を指示することができる。この場合において、乙は、直ちに応じなければならない。

(施設等の使用)

第16条 甲は、乙が委託業務を実施するに当たり、必要な範囲内において建物の一部（資材置場等）及び付帯設備（用水、電力等）を無償で使用させるものとする。

(委託費の処理)

第17条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第18条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第19条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年4月 日

(甲) 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県公立大学法人
理事長 今井 康之

(乙)

月別委託費支払内訳書

支払月	金額	業務内容	消費税額	税込金額
令和8年7月		(4～6月実施分)		
		樹木及び刈り込み樹木地管理作業		
		芝生地管理作業		
		除草作業		
		病虫害防除作業		
		清掃作業		
		高木剪定作業		
		薬草園及び温室管理補助作業		
教職員住宅樹木剪定				
令和8年10月		(7～9月実施分)		
		樹木及び刈り込み樹木地管理作業		
		芝生地管理作業		
		除草作業		
		病虫害防除作業		
		清掃作業		
		薬草園及び温室管理補助作業		
教職員住宅樹木剪定				
令和9年1月		(10～12月実施分)		
		樹木及び刈り込み樹木地管理作業		
		芝生地管理作業		
		除草作業		
		病虫害防除作業		
		清掃作業		
		高木剪定作業		
薬草園及び温室管理補助作業				
令和9年4月		(1～3月実施分)		
		樹木及び刈り込み樹木地管理作業		
		芝生地管理作業		
		病虫害防除作業		
		清掃作業		
薬草園及び温室管理補助作業				
合計				

静岡県立大学草薙キャンパス用地管理業務仕様書

静岡県立大学草薙キャンパス用地管理業務については、契約書に定めるほか、この仕様書に定めるところによる。

第1 管理施行の原則

受託者は、契約書、仕様書、設計書、図面等に基づいて委託者の指示に従い、誠実に施行しなければならない。

第2 業務体制

業務は原則として平日行うものとする。ただし、管理上必要と認められる場合には、委託者は土曜日、日曜日及び祝日に業務を行わせることができる。また、年末年始、夏期休暇等の業務を要しない日について、委託者は事前に受託者に通知するものとする。

第3 業務内容

別添「用地管理業務内容」、「教職員住宅樹木剪定業務内容」のとおり

第4 業務代理人の常駐

受託者は、業務代理人を現場に常駐させなければならない。

第5 作業日報の提出

受託者は、作業日報を毎日作成し、翌日委託者に提出しなければならない。

第6 備付書類

- (1) 受託者は、工程表、作業記録、作業写真等を備え、必要事項を記載するとともに、委託者が必要と認めたときは閲覧に供さなければならない。
- (2) 第6(1)の書類は、委託者が検査その他のために必要とする場合には、速やかに提出しなければならない。
- (3) 委託者は、第6(1)に規定するもののほか、業務上必要な書類を備えさせ、又は報告書の提出を求めることがある。

第7 経費の負担

業務に必要な機械器具、資材、消耗品等は受託者の負担とする。

第8 危険防止の措置

受託者は、業務実施に当たって、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めるとともに、業務を行う場所に第三者が存する場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を委託者に報告の上、当該措置を講じ事故発生を防止しなければならない。

第9 養生

受託者は、業務実施に当たって、既設工作物、樹木等を損傷させるおそれがある場合には、必要な養生を行わなければならない。

第10 後片付け

後片付けは、業務完了期限内に終了しなければならない。

第11 障害者への配慮

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県公立大学法人職

員対応要領」(平成 28 年 4 月 1 日規程第 173 号)第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

第 12 その他

この仕様書に示されていない細部の事項については、委託者と協議し、その協議を受けて現場の状況に応じて誠意をもって行うこと。

(別添)

用地管理業務内容

1 樹木等管理

(1) 剪定

(1) - 1 一般事項

- ア 剪定は、樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行うものである。
- イ 剪定方法には、枝おろし（大枝おろし）、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等があり、それぞれ樹種形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行う。
- ウ 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き自然形に仕立てること。
- エ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。また、一般に南側等樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定すること。
- オ 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わないこと。
- カ 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定すること。
- キ 剪定した枝葉は、まとめて速やかに処理すると共に、樹木周辺をきれいに清掃すること。
- ク 大枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥離しないよう切断予定箇所の数 10 cm上であらかじめ切断し、枝先の重量を軽くした上、切り返しを行い切断すること。
大枝の切断面には必要に応じて委託者の指示により、防腐処理を施すこと。
- ケ 切詰剪定は主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定すること。
この場合、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽、しだれやなぎなどは内芽）を残すものとする。
- コ 切返し剪定は樹冠外に飛び出した枝の切取及び樹勢を回復するため樹冠を小さくする場合などに行う。剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取る。
骨格枝となっている枯枝及び古枝を切取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、その部分から先端の枝を切取ること。
- サ 枝抜き剪定は、主として混みすぎた枝の中すかしのために行い、樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、不必要な枝の付け根から切取ること。

(1) - 2 弱剪定

- ア 弱剪定とは、枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することをいう。
- イ 主として剪定すべき枝
 - (ア) 枯枝
 - (イ) 生長のとまった弱小の枝（以下「弱小枝」という。）
 - (ウ) 著しい病虫害におかされている枝（以下「病虫害枝」という。）
 - (エ) 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝（以下「障害枝」という。）
 - (オ) 折損によって危険をきたす恐れのある枝（以下「危険枝」という。）
 - (カ) 樹冠、樹形及び生育上不必要な枝（以下「不要枝」という。）
 - a やご（ひこばえ）
 - b 幹ぶき（胴ぶき）
 - c 飛び枝（徒長枝）
 - d からみ枝
 - e 逆さ枝
 - f きり枝
 - g ふところ枝

- h その他（車枝、立枝、対生枝、平行枝等）
- ウ 病虫害枝、障害枝は全体の樹形を考慮しつつ剪定すること。
- エ 枯枝、弱小枝等はその枝のつけ根から取ること。

(2) 刈込

(2) - 1 一般事項

- ア 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を充分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込むこと。
- イ 裾枝の重要なものは、上枝を強く下枝を弱く刈込むこと。
また、針葉樹については萌芽力を損わないよう、樹種の特性に依り充分注意しながら芽つみ等を行う。
- ウ 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意すること。
- エ 数年の期間において、刈込みを実施する場合、第1回の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていくこと。特にヒノキ及びサクラのように不安芽の発生しにくいものは注意深く行うこと。

(2) - 2 大刈込（寄植え）

- ア 各樹種の生育状態に依り、刈地原形を充分考慮しつつ刈込むこと。
- イ 植込み内に入って作業する場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行うこと。

(2) - 3 生垣刈込

- ア 枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈込み、天端をそろえること。
- イ 枝葉の疎放な部分には必要に依り、枝葉の疎密をなくすよう枝の誘引を行う。
枝の結束には、しゅろ縄を用いること。
- ウ 刈取った枝葉は速やかに処理する。特に枝葉が樹冠内に残らないようきれいに取り去ること。
また、刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃すること。

(3) 施肥

(3) - 1 一般事項

- ア 所定の施肥量を肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に依り最も効果が期待できるよう、施肥方法について委託者と協議すること。
- イ みぞ及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意すること。

2 芝生地管理

(1) 刈込

- ア 芝生地内にある石、あき缶等障害物はあらかじめ取り除くこと。
- イ 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈り込むこと。
- ウ 刈込み高は委託者と協議すること。
- エ 樹木の根際、さく類のまわりなど、機械刈りの不適當又は不能の場所は手刈りとする。
- オ 縁切りは、寄植え、施設ほふく茎が侵入しないよう、寄植類にあつては、樹冠の垂直投影線より10 cm程度外側で垂直に切込みせん除すること。
- カ 刈取った芝は、速やかに処理するとともに、刈り跡はきれいに清掃すること。

(2) 施肥

- ア 所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布すること。
- イ 肥料を施す場合は、原則として降雨直後等で葉面がぬれている時は行わないこと。

(3) 目土かけ

- ア 目土は植物の根茎、ガレキ等がなく、必要に依りてふるい分けしたものをを用いること。また、土壌改良剤及び肥料を混入する場合は指定の混入率となるよう入念に混合する。
- イ 目土は指定の厚さに、とんぼ等を用いて、むらなく均一に充分すり込むこと。
なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行うこと。

3 草地管理

(1) 草刈（入力、機械）

- ア 実施日は委託者と協議すること。ただし、グラウンドの実施日は委託者の指定する日とする。
- イ 樹木、株物、柵等を損傷しないように注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。なお、刈高は委託者と協議すること。
- ウ 機械刈りの場合は、前もって石ころ、空カン等を取り除き、通行人に危害を与えたり、器物等を損傷しないよう注意すること。また、作業時の飛石が第三者及び車両等に当たらないように、ネット等を用いて養生を行うこと。
- エ 刈取った雑草は、速やかに処分すること。なお、現場焼却の場合は、発生量を勘案して所轄消防署への届け出等に留意すると共に、刈取跡地、焼却跡地は、きれいに清掃すること。

(2) 薬剤除草

- ア 実施日は委託者と協議すること。ただし、グラウンドの実施日は委託者の指定する日とする。
- イ 実施に先立ち、対象となる雑草の種類、生育段階（休眠期、発芽期、幼葉期、盛期）、除草剤に対する性質等、並びに使用する除草剤の使用法、実施日及び来学者への周知徹底の方法について委託者と協議すること。
- ウ 指定薬剤と同等の効果が期待できる除草剤を使用しようとする場合には、委託者と協議の上使用すること。
- エ 稀釈液は指定の濃度となるよう正確に稀釈混合し、指定量をむらなく均一に散布すること。
- オ 散布当日は、あらかじめ委託者に申し出て、散布の許可を受けること。風、日照、降雨量等の天候条件によっては、中止を指示することもある。
- カ 樹木、草花、通行人及び隣地等にかからないよう充分注意するとともに、薬害のおそれがある箇所については手刈により除草すること。
- キ 薬害の疑いが生じた場合には、速やかに委託者に報告し、その指示に従い処置すること。
- ク 薬剤の空ビン、空袋等は、受託者が持ち帰ること。
- ケ 効果判定は、効果が最も顕著な時期に委託者の立会いの上で行うこと。散布むら等、効果のなかったところは委託者の指示に従い補正散布すること。
- コ 散布に際しては、風上に背を向けて風下から行うこと。また散布作業は、人体への影響に充分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用すること。
- サ 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に充分注意すること。

(3) 抜取除草

- ア 雑草を除草器具などを用いて、根から抜き取ること。
- イ 抜取跡地は不陸のないよう整地するとともに、きれいに清掃すること。
- ウ 抜き取った雑草は、速やかに処分すること。

4 病虫害防除（薬剤散布）

薬剤除草に準ずること。

5 清掃管理

(1) 全面清掃

- ア 植込地内のくず箆及びその周囲のごみを取りこぼしのないようきれいにかき集め、指定箇所に運搬処理すること。
- イ 植込地内に散乱するごみ類と共に、落葉、落枝等も竹ぼうき等によりかき集め、指定箇所に運搬処理する。なお、できるだけ土を含めないよう注意すること。
- ウ 下木内のごみ等は、下木類をいためないように注意して取り除くこと。
- エ 可燃性ごみと不燃性ごみとに分離する場合は、それぞれ確実に仕分けし、指定方法により処理すること。

(2) 選択清掃

- ア 落葉、落枝等はなるべくそのまま堆積させて土に還元させるよう努めるとともに、ごみ、空カ

ン等はひとつひとつ取除き、指定箇所に運搬処理すること。

イ その他は「全面清掃」に準ずること。

(3) その他

ア 芝生園地におけるスプリンクラーの操作及びステージの清掃については、委託者の指示に従って行うこと。

イ 路上に堆積した土砂等を除去し、指定の場所に処理すること。

ウ 便所、芝生園地内屑カゴ、水飲み場等は毎日1回清掃に努めること。

エ 学内の各種案内板、標識等の汚れに留意し、汚れが目立つ場合は清掃等を行うこと。

6 高木剪定作業（雑地）

(1) 目的

隣地境界付近の雑木林について、近隣住宅の日照を改善するため、高木の切り下げを行う。

(2) 施行方法

ア 近隣住宅への日照の状況を確認し、太陽の導線を基準として切り下げ完了時の高さについて、事前に委託者に報告し、承認を得ること。

イ 主に常緑樹を対照とし、主幹を所定の高さ以下に切り下げること。

ウ 切り詰め的位置は、来年天頂枝が芽生えそうな箇所にし、枯れ込みの無いようにすること。

エ 大枝も切り詰めを行い、枝がこみすぎの樹木については、枝すき剪定を行うこと。

オ 実生生え等で密生している箇所においては、根本で伐採すること。

カ 落葉樹についても、他の樹木と比較して成長が著しいものについては、切り下げ剪定を行うこと。

キ 竹林の剪定も同時期に行うこととし、根本で伐採すること。

ク 発生した剪定残材はトラックに積み込み、最終処分すること。

7 薬草園及び温室管理補助業務

(1) 委託者の指示に従い、薬草園及び温室における散水作業、除草作業、薬剤散布及び肥料散布等、管理補助業務を行う。

(2) 本補助業務に使用する薬剤及び肥料は、委託者が準備する。

(3) 受託者は、もっぱら本補助業務に使用するため、以下の設備及び機材等を用意すること。

ア 軽トラック1台

イ プレハブ小屋（おおむね13㎡程度のもの）1棟

(4) 毎月、写真帳を作成すること。

(別添)

教職員住宅樹木剪定業務内容

1 総 則

(1) 目 的

この仕様書は、教職員住宅樹木剪定業務仕様書実施に当たり、受託者が守らなければならない管理仕様を示すものである。

(2) 業務実施上の原則

受託者は、契約書、仕様書、設計書、図面等に基づいて業務を誠実に実施しなければならない。

(3) 業務責任者

受託者は、業務を総合的に把握し調整する業務責任者を定め、業務に関する責任事項を処理させるものとする。

(4) 受託者負担の範囲

ア 軽易な事項で、設計書になくても業務実施上欠くことのできない材料及び作業等に要する費用
イ 業務中又は業務完了写真に要する費用

(5) 事前協議

受託者は、業務実施に先立ち、実施体制、実施工程等について、事前に委託者と協議するものとする。

(6) 危険防止の措置

受託者は、業務実施に当たって、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めるとともに、業務を行う場所に第三者が存する場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を委託者に報告の上、当該措置を講じ事故発生を防止しなければならない。

(7) 養生

受託者は、業務実施に当たって、既設工作物、樹木等を損傷させるおそれがある場合には、必要な養生を行わなければならない。

(8) 業務実施上の疑義

受託者は、仕様書、設計書及び図面に記載していない事項及び業務実施中生じた疑義については、委託者と協議して決定するものとする。

2 業務内容

(1) 委託者と実施時期について協議の上決定する。

(2) 入居者及び関係周辺住民へ事前に実施の通知を書面で行う。

(3) 以下に示す場所の樹木の剪定・刈込及び草刈りを行う。(詳細は静岡県立大学草薙キャンパス用地管理業務仕様書別添の「用地管理業務内容」の「1 樹木等管理」、「3 草地管理」「5 清掃管理」及び「6 高木剪定作業(雑地)」のとおり)

(4) 場所

①折戸教職員住宅(静岡市清水区折戸519番1号)

②川原町教職員住宅(静岡市清水区川原町21番11号)

③つつじヶ丘教職員住宅(静岡市清水区草薙220番60)

④国吉田教職員住宅(静岡市駿河区国吉田6丁目13番27号)

⑤瀬名教職員住宅大学棟(静岡市葵区瀬名1丁目8番3号)

⑥東鷹匠教職員住宅(静岡市葵区東鷹匠3番35号)

⑦上足洗教職員住宅(静岡市葵区上足洗2丁目11番17号(A棟)、2丁目11番15号(B棟))

⑧安東教職員住宅(静岡市葵区安東2丁目27番16号)

⑨大岩教職員住宅(静岡市葵区大岩町9番12号)

令和8年度

静岡県立大学草薙キャンパス用地管理業務委託 設計書

静岡市駿河区谷田地内 他

静岡県公立大学法人

静岡県公立大学法人

概 要

静岡県立大学草薙キャンパス及び教職員住宅敷地内の用地管理を行う。

明 細 書 (第8号表)

教職員住宅樹木剪定業務

名 称	品質形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	適 用
折戸教職員住宅		1	式	-		
川原町教職員住宅		1	式	-		
つつじヶ丘教職員住宅		1	式	-		
国吉田教職員住宅		1	式	-		
瀬名教職員住宅		1	式	-		
東鷹匠教職員住宅		1	式	-		
上足洗教職員住宅		1	式	-		
安東教職員住宅		1	式	-		
大岩教職員住宅		1	式	-		
計						
名 称	品質形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	適 用
折戸教職員住宅						
サザンカ	高木剪定 C=0.3 H=3.0 W=1.5	1	本			
イトヒバ	高木剪定 C=0.5 H=4.0 W=2.5	1	本			
シラカシ	高木剪定 C=0.75 H=3.0 W=2.5	1	本			
サザンカ	高木剪定 C=0.2 H=2.5 W=2.0	1	本			
サザンカ	高木剪定 C=0.25 H=2.5 W=2.0	1	本			
サルスベリ	高木剪定 C=0.45 H=5.0 W=3.0	1	本			
ツツジ・アベリア	低木刈込 H=0.9	43.5	m ²			
サツキ	低木刈込 H=0.6	15.5	m ²			
サツキ	低木刈込 H=0.2	1.4	m ²			

名 称	品質形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	適 用
サザンカ	低木刈込 H=1.0	5.2	m ²			
サツキ	低木刈込 H=0.3	3.5	m ²			
ツツジ	低木刈込 H=0.7	18.7	m ²			
サツキ	低木刈込 H=0.4	9.9	m ²			
サツキ	低木刈込 H=0.6	24.0	m ²			
レッドロビン	生垣剪定 H=2.2	8	m			
小計						

名 称	品質形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	適 用
川原町教職員住宅						
サザンカ	生垣剪定 H=1.5	14	m			
サザンカ	生垣剪定 H=1.8	16	m			
サクラ	高木剪定 C=0.6 H=3.5 W=2.0	1	本			
ツゲ	生垣剪定 H=0.7	2.3	m ²			
シャリンバイ	低木刈込 H=1.2	1.2	m ²			
ツツジ	低木刈込 H=1.4	1.4	m ²			
ツゲ	低木刈込 H=0.7	1.2	m ²			
ツゲ	低木刈込 H=0.6	1.2	m ²			
小計						

名 称	品質形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	適 用
つつじヶ丘教職員住宅						
イチョウ	高木剪定 C=1.1 H=7.0 W=3.0	1	本			
カイズカイブキ	生垣剪定 H=1.5	55	m			
カイズカイブキ	生垣剪定 H=1.5	23	m			
カイズカイブキ	生垣剪定 H=1.5	5	m			
キンモクセイ	生垣剪定 C=1.2 H=5.0 W=2.0	1	本			
キンモクセイ	生垣剪定 C=0.7 H=5.0 W=1.5	1	本			
サツキ	低木刈込 H=0.5	3.6	m ²			
サツキ	低木刈込 H=0.5	1.4	m ²			
サツキ	低木刈込 H=0.4	1.0	m ²			
小計						

名 称	品質形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	適 用
国吉田教職員住宅						
ヤマモモ	高木剪定 C=0.95 H=5.0 W=3.0	1	本			
サザンカ	高木剪定 C=0.4 H=1.5 W=1.0	1	本			
サザンカ	高木剪定 C=0.4 H=2.0 W=1.5	5	本			
キンモクセイ	高木剪定 C=0.4 H=6.0 W=1.5	1	本			
キンモクセイ	高木剪定 C=0.6 H=3.0 W=2.0	1	本			
キンモクセイ	高木剪定 C=1.0 H=6.0 W=3.0	4	本			
つつじ・サツキ	低木刈込 H=0.8	12.0	m ²			
つつじ・サツキ	低木刈込 H=1.5	29.2	m ²			
つつじ・サツキ	低木刈込 H=0.9	40.0	m ²			

名 称	品質形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	適 用
サザンカ・キンモクセイ	生垣剪定 H=1.8	31.5	m			
調整池	草刈	120.0	m ²			
マテバシイ	高木剪定 C=0.7 H=6.0 W=4.0	1	本			
キョウチクトウ	高木剪定 C=0.7 H=6.0 W=4.0	1	本			
モッコク	高木剪定 C=0.5 H=5.0 W=3.0	1	本			
ヤマモモ	高木剪定 C=0.7 H=4.0 W=3.0	1	本			
キンモクセイ	高木剪定 C=0.9 H=4.0 W=3.0	1	本			
サザンカ	高木剪定 C=0.5 H=2.5 W=2.0	1	本			
サンゴジュ	高木剪定 C=0.5 H=2.5 W=2.0	1	本			
キンモクセイ	高木剪定 C=0.9 H=5.0 W=4.0	1	本			
サザンカ	高木剪定 C=0.5 H=3.0 W=1.5	1	本			
キンモクセイ	高木剪定 C=1.1 H=3.0 W=2.0	1	本			
ツツジ・サツキ	低木刈込 H=0.6	6.6	m ²			

名 称	品質形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	適 用
ヤマモモ	高木剪定 C=1.2 H=7.0 W=6.0	1	本			
サザンカ	高木剪定 C=0.2 H=2.0 W=1.0	1	本			
サンゴジュ	高木剪定 C=0.9 H=3.0 W=2.0	1	本			
ツツジ・サツキ	低木刈込 H=0.5~0.8	7.8	m ²			
ツツジ・サツキ	低木刈込 H=1.0	5.2	m ²			
ツツジ・サツキ	低木刈込 H=0.8	10.0	m ²			
ツツジ・サツキ	低木刈込 H=1.0	10.0	m ²			
ツツジ・サツキ	低木刈込 H=1.2	8.4	m ²			
ツツジ・サツキ	低木刈込 H=0.7	4.0	m ²			
ツツジ・サツキ	低木刈込 H=0.7	5.0	m ²			

名 称	品質形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	適 用
安東教職員住宅						
シラカシ	生垣剪定 H=2.0	8	m			
シラカシ	生垣剪定 H=2.0	27	m			
シラカシ	生垣剪定 H=2.0	10	m			
モッコク	高木剪定 C=0.5 H=3.0 W=1.5	1	本			
マキ	高木剪定 C=0.5 H=5.0 W=1.5	1	本			
アラカシ	生垣剪定 H=2.5	6	m			
小計						

名 称	品質形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	適 用
大岩教職員住宅						
サザンカ	生垣剪定 H=1.8	9.5	m			
サザンカ	生垣剪定 H=1.8	15.8	m			
サザンカ	生垣剪定 H=1.8	8.2	m			
ツツジ	低木刈込 H=1.0	6.5	m ²			
小計						